

## 余暇ツーリズム学会会則(改訂案)

### 第1章 名称と事務所

#### (名称)

第1条 本会は余暇ツーリズム学会 (The Association for Leisure and Tourism Studies) と称する。

#### (本部事務所)

第2条 本会の本部事務所は、早稲田大学商学学術院長谷川恵一研究室内に置く。

### 第2章 目的と事業

#### (目的)

第3条 本会は余暇、ツーリズムに関する学術の進歩および普及を目的とする。

#### (事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の各号に定める事業を行う。

- 一 会員の研究促進を目的とする全国大会等の研究会の開催
- 二 講演会および講習会の開催
- 三 会員の研究業績その他を掲載する機関誌の発行
- 四 本会の活動状況を会員に報告する各種広報活動
- 五 調査および視察会の実施
- 六 国際交流の促進
- 七 その他、本会の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 組織と運営

#### (会員および入会)

第5条 本会の会員は以下の各号により構成される。

- 一 正会員には大学院博士後期課程の院生を含める。
  - 二 準会員は大学院博士前期課程の院生および学部生などとする。
  - 三 賛助会員は本会の事業に理解を示し、財政的援助をするものとする。
- 2 本会の目的に賛同し、入会を希望する者は、申込用紙に所定の事項を記入し、正会員 1 名の推薦を得て、理事会の審議を受けるものとする。

#### (会員の権利)

第6条 会員は本会の運営・企画する全ての事業に参加することができ、本会の編集出版物の配布を受けられることができる。

#### (役員)

第7条 本会の事業運営をするために以下の各号に定める役員を置く。

- 一 会長 1名
  - 二 副会長 2名以内
  - 三 常任理事 5名以内
  - 四 理事 15名以内
  - 五 監事 2名以内
- 2 役員を選出方法は別に定める。

#### (理事および監事を選出および任務)

第8条 理事は正会員の中から選出し、本会の事業運営の執行にあたる。

- 2 監事は理事を除く正会員の中から選出し、会計および会務を監査する。

#### (会長、副会長および常任理事の選出および任務)

- 第9条 会長、副会長および常任理事は理事の互選によって選出される。
- 2 会長は本会を代表し、会務を統括する。
  - 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時にはこれを代理する。
  - 4 常任理事は第4条に掲げられた会務を分担し執行する。

#### (理事および監事の承認および任期)

- 第10条 選出された理事は議長が会員総会において報告し、総会の承認を受けなければならない。理事の任期は2年とする。任期は原則として承認を得た会員総会が開催される全国大会終了の翌日より次期改選年度の全国大会当日までとする。また、重任を妨げないが2期4年を限度とする。
- 2 選出された監事は議長が会員総会において報告し、総会の承認を受けなければならない。監事の任期は2年とする。任期は原則として承認を得た会員総会が開催される全国大会終了の翌日より次期改選年度の全国大会当日までとする。また、重任を妨げないが2期4年を限度とする。

#### (名誉会員ならびに会員の表彰および慶弔)

- 第11条 本会は、本会の発展に貢献した理事経験者および有識者の中から名誉会員を置くことができる。
- 2 名誉会員は、会長または副会長の推薦を得て、理事会が審議し就任を決定する。
  - 3 名誉会員は、本会の正会員と同等の権利、義務を有する。
  - 4 名誉会員は、会長の諮問に応じ、理事会等に出席し会務等について助言することができる。
  - 5 名誉会員の任期はなく、本人が辞意を表明するまで職務を遂行する。ただし、会員総会の決議をもって解任することができる。
  - 6 本会の発展に多大な貢献があったと認められる者に対して、理事会の承認をもって表彰することができる。

#### (会員総会の構成と開催方法)

- 第12条 正会員をもって会員総会を構成し、正会員は議決権1を有する。本会の組織と運営および会則に関する最終決定は会員総会の決定による。
- 2 会員総会は定例総会および臨時総会とし、会長が招集する。
  - 3 定例総会は毎年1回、全国大会期間中に開催する。
  - 4 理事の過半数または正会員数の3分の1以上の開催要求がある時、会長は臨時総会を招集しなければならない。

#### (会員総会の議決)

- 第13条 会員総会は総会が行われる日の正会員数の5分の1以上の議決権によって成立し、議案成立には出席した正会員の過半数の同意を必要とする。

#### (会員総会の審議事項)

- 第14条 会員総会の審議事項は以下の各号に定めるとおりとする。
- 一 年次事業報告
  - 二 年次会計報告および会計監査報告
  - 三 全国大会の開催に関する事項

四 役員改選年度においては役員を選出に関する事項

五 その他

#### (議案提出の手続)

第 15 条 正会員は会員総会に議案を提出することができる。その際、原則として予め議案を理事会に提出するものとする。但し、緊急議案はこの限りではない。

#### (理事会および常任理事会)

第 16 条 理事会は会長、副会長、常任理事、理事、監事により構成する。理事会は会長が招集する。但し、理事の過半数の要請で理事会を招集することができる。また、監事に議決権はない。

2 常任理事会は、会長、副会長、常任理事、監事により構成する。常任理事会は会長が招集する。但し、常任理事の過半数の要請で常任理事会を招集することができる。また、監事に議決権はない。

3 次期理事会構成員を選出した場合には、会長は、理事会構成員に次期理事会構成員等に加え、新旧引継理事会を開催することができる。

#### (理事会および常任理事会の任務)

第 17 条 理事会、常任理事会は第 3 条の目的に基づき、第 4 条に掲げた事業を分担し、遂行する。

2 理事会は、各年度第 1 回の会合において、当該年度の年次事業計画案および年次予算案を決定する。

3 理事会は、前二項のほか、第 5 条第 2 項に規定する入会、第 11 条第 2 項に規定する就任、および、第 23 条第 1 項および第 2 項に規定する退会、除名、ならびに本会の運営上必要と認められる事項について審議し、決定する。

#### (大会準備委員会)

第 18 条 全国大会開催地の個人もしくは団体は理事会の承認を得て準備委員会を設けるものとする。

2 準備委員会は大会運営計画書を理事会に提出して承認を得るものとする。

3 準備委員会は必要に応じ、理事会の承認によって活動資金等の補助を受けることができる。なお、補助の額は別表 2 のとおりとする。

#### (委員会)

第 19 条 会務運営の必要に応じ理事会の承認をもって委員会を設置することができる。

#### (会計担当)

第 20 条 理事の中より会長の指名に基づき若干名を会計担当の任に当てる。

#### (地方支部)

第 21 条 3 名以上の正会員の求めによって地方支部を設置することができる。地方支部の設置は理事会の承認を要する。

2 地方支部の長は地方支部該当地域に本務地を置く正会員により推薦され、理事会の承認を得るものとする。

3 地方支部は活動の実態に応じ、理事会の承認によって活動資金等の補助を受けることができる。なお、補助の額は別表 2 のとおりとする。

#### (研究分野部会)

第 22 条 3 名以上の正会員の求めによって研究分野部会を設置することができる。研究分野部会の設置は理事会の承認を要する。

- 2 研究分野部会の長は当該研究分野部会に属する正会員により推薦され、当該研究分野部会の承認を得るものとする。
- 3 研究分野部会は活動の実態に応じ、理事会の承認によって活動資金等の補助を受けることができる。なお、補助の額は別表 2 のとおりとする。

#### (退会および除名)

第 23 条 会員は以下の各号に該当する場合退会となる。

- 一 退会を希望するとき
  - 二 会費を 3 年以上滞納したとき
  - 三 死亡の届け出があったとき
  - 四 本会の名誉を著しく傷付け、もしくは本会の運営を妨げる等の行為を行ったとき
- 2 前項第四号に該当する者に反省の態度がなく退会後も同様の行為を行った場合、理事会はその者に対し除名を勧告することができる。除名の勧告を受けた者が勧告の日より 30 日以内に抗弁しない場合は、退会の日の前日に遡って除名となる。
  - 3 本会の発展に貢献した理事経験者および有識者の死亡に際しては、会長または副会長の判断により、本会名義による弔電を送ることができる。

### 第 4 章 会計

#### (経費)

第 24 条 本会の経費は、会費、寄付、補助金等によって支弁する。

#### (会費)

- 第 25 条 会員は所定の年会費を納めるものとする。なお、年会費の額は別表 1 のとおりとし、名誉会員は理事会の承認によって会費の減免を受けることができる。
- 2 正会員、準会員、及び賛助会員は当該年度の会費を 12 月末までに納入するものとする。
  - 3 会費の金額の変更には会員総会の決議を要する。

#### (会計年度)

第 26 条 本会の会計年度は 4 月 1 日を開始日として翌年 3 月 31 日までとする。

### 第 5 章 付則

#### (諸規定)

第 27 条 本会則の施行に必要な諸規定は別に定める。

#### (経過措置)

- 第 28 条 他の学術団体等との合併等に際しての経過措置として、合併等のあった日より 1 年以内に限り、会員の身分等に関する規定を合併相手の学術団体等の規定を準用することができる。
- 2 組織と運営に関する規定は、本会および合併相手等の双方の理事会等の承認によって、合併等のあった日より 1 年以内に限り弾力的な運営を行うことができる。

#### (会則の変更)

第 29 条 本会則を変更する際には、理事会および会員総会において、出席議決権の 3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。

この会則は 2012 年 6 月 30 日より施行する。

この会則は 2014 年 9 月 13 日より施行する。

2014年9月13日 第2条 本部事務所の改訂  
(同上) 第7条 役員定数の改訂

この会則は2016年9月24日より施行する。

2016年9月24日 第2条 本部事務所の改訂  
(同上) 第12条 誤字修正  
(同上) 第16条 誤字修正  
(同上) 第22条 弔電事項を追加  
(同上) 第28条 会則の変更を追加

この会則は2017年10月28日より施行する。

2017年10月28日 第5条 入会を第2項に追加  
(同上) 第10条 誤字修正  
役員任期を改訂  
(同上) 第11条 誤字修正  
(同上) 第12条 定例総会の開催時期を明記  
(同上) 第14条 会員総会審議事項を追加  
(同上) 第15条 誤字修正  
(同上) 第16条 新旧引継理事会を第3項に追加  
(同上) 第17条 入退会等の審議を第2項に追加  
(同上) 第22条 研究分野部会の条を追加  
(以下、条番号を加算修正)  
(同上) 第23条 誤字、誤表現の修正  
(同上) 第25条 入会金を廃止  
(同上) ー 別表1、別表2を追加

この会則は2018年10月6日より施行する。

2018年10月6日 第4条 条文および第五号字句修正  
号数番号を漢数字に修正  
第5条 第1項第二号字句修正  
号数番号を漢数字に修正  
第7条 条文字句修正  
号数番号を漢数字に修正  
第二号ないし第五号に定める役員の定数削減  
第8条 監事の選出および任務を第2項に移動  
第9条 第1項条文字句修正  
第10条 役員を理事と監事に分け、第1項で理事の、第2項  
で監事の任期を規定  
第11条 第1項の名誉会員の権利、義務を一部修正し第3項  
へ移動  
第2項を追加し、以降項番号を繰り下げ  
第12条 第2項の字句修正  
第14条 条文字句修正  
号数番号を漢数字に修正  
第三号および第四号を削除し、号番号を繰り上げ  
第16条 第3項字句修正  
第17条 第2項を追加し、以降項番号を繰り下げ  
第3項字句修正  
第19条 字句修正  
第22条 第2項字句修正  
第23条 第1項および第2項字句修正  
第26条 字句修正

## 別表

### 別表 1 年会費の額

正会員	8,000 円
正会員(大学院博士後期課程の大学院生)	5,000 円
準会員	4,000 円
賛助会員	1 口 1 万円とし 2 口以上

### 別表 2 活動資金等の補助の額

大会準備委員会	一会計年度あたり	100,000 円
地方支部	一会計年度あたり	30,000 円
研究分野部会	一会計年度あたり	10,000 円

以上